

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
44	罹災証明書発行及び被災者台帳作成事務に関する基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	り災証明書発行及び被災者台帳作成事務
②事務の概要	災害対策基本法第90条の2の規定に基づく罹災証明書の交付及び同法第90条の3の規定に基づく被災者台帳の作成を行う。具体的には、住民基本台帳の情報を基に、被災状況等(家屋等の損害など)を追記していく。このデータを基に、罹災証明の発行などを実施し、発災直後から生活再建まで被災者を支援する。 令和5年4月1日よりマイナポータル(※)を利用した電子申請によっても行う。 (マイナポータルのサービス検索・電子申請機能での受領。) ※国が運営するインターネット上のサイト
③システムの名称	(総合行政システム)被災者支援、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
り災証明申請者リスト及び(総合行政システム)被災者支援	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 および別表55の項 ・災害対策基本法による罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第28条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部安全安心課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒861-1195 熊本県合志市竹迫2140番地 合志市役所市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒861-1195 熊本県合志市竹迫2140番地 合志市役所市長公室企画課 096-248-1813
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守し、個人情報を取得する必要がある場合においては、申請者から個人番号を提供してもらうことを前提とし、必要な場合にのみ住基ネットより4情報用いて個人番号等を取得するようにしている。また、取得した個人情報については、複数人で確認し、リスクの軽減に努めている。

9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	--	--	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	--

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入った書類は事務所内でのみ扱うことを徹底している。また、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月14日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	災害対策基本法第90条の2の規定に基づく罹災証明書の交付及び同法第90条の3の規定に基づく被災者台帳の作成を行う。具体的には、住民基本台帳の情報を基に、被災状況等(家屋等の損害など)を追記していく。このデータを基に、罹災証明の発行などを実施し、発災直後から生活再建まで被災者を支援する。	災害対策基本法第90条の2の規定に基づく罹災証明書の交付及び同法第90条の3の規定に基づく被災者台帳の作成を行う。具体的には、住民基本台帳の情報を基に、被災状況等(家屋等の損害など)を追記していく。このデータを基に、罹災証明の発行などを実施し、発災直後から生活再建まで被災者を支援する。 令和5年4月1日よりマイナポータル(※)を利用した電子申請によっても行う。 (マイナポータルのサービス検索・電子申請機能での受領。) ※国が運営するインターネット上のサイト	事前	
令和5年3月14日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事	(総合行政システム)被災者支援	(総合行政システム)被災者支援、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年3月14日	「IIしきい値判断項目」 1.対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事前	
令和5年3月14日	「IIしきい値判断項目」 2.取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事前	
	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	新様式への変更 「2.十分である」、判断の根拠を記載		
	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えら	なし	新様式への変更 「8特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへ		